



4教健第210号
令和4年6月9日

各県立学校長 様

教 育 長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり「子どもの感染拡大防止重点対策」が令和4年6月12日（日）をもって終了することが示されました。

については、県の重点対策が終了することを踏まえ、令和4年6月13日（月）から学校における行動基準*を“レベル1”とし、下記のとおりの対応とすることとします。

県内の感染状況は減少傾向にはありますが、オミクロン株の特性上、感染力の強さからクラスター発生の危険性が高く、今後も基本的な感染症対策を徹底する必要があります。加えて、地域や学校ごとの状況を踏まえた機動的な対応を適切に実施するようお願いいたします。

*福島県教育委員会「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル〈改訂第6版〉」P8

記

<令和4年6月13日（月）からの対応>

- 1 「感染リスクの高い学習活動」について、適切な感染症対策を行った上で実施すること。
- 2 通常の部活動や練習試合、合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施すること。
- 3 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とすること。

（事務担当	高校教育課	主幹	亀田	電話024-521-7769)
（	特別支援教育課	主幹	齋藤	電話024-521-7779)
（	健康教育課	主幹	鈴木	電話024-521-7777)